

第77回 全国労働衛生週間

令和8年10月1日(木)～7日(水) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等、労働衛生に関する国民の意識向上を図るとともに、職場における自主的な活動を促進し、労働者の健康確保を目的として、昭和25年以降は毎年実施されています。

本年は第77回を迎えます。

9月1日から30日を「全国労働衛生週間準備期間」、10月1日から7日を「全国労働衛生週間」とし、各職場において事業者及び労働者が連携・協力のもと、安全衛生パトロール・職場巡視の実施や労働衛生旗の掲揚及びスローガン、ポスターの掲示等の各種取組を積極的に推進しましょう。

※詳細な実施事項は、令和8年7月31日付け基発0731第1号「令和8年度（第77回）全国労働衛生週間の実施について」の同週間実施要綱（HP掲載他）をご覧ください。



令和8年度 全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場

主唱 厚生労働省・京都労働局・各労働基準監督署 中央労働災害防止協会

協賛 (公社) 京都労働基準協会

(公社) 京都労働基準協会 各支部

(一社) 京都府医師会

(一社) 京都府歯科医師会

建設業労働災害防止協会 京都府支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会

(一社) 日本ボイラ協会 京滋支部

(一社) 日本クレーン協会 京都支部

(公社) 建設荷役車両安全技術協会 京都支部

(一社) 京都府溶接協会

京都府採石公災害防止連絡協議会

(公社) 日本作業環境測定協会 京滋支部 京都分会

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部

京都衛生管理者会

京都産業保健総合支援センター

また、全国労働衛生週間中の主要行事として、(公社) 京都労働基準協会他4団体の共催、京都労働局の後援により、**令和8年10月7日(水) 午後2時00分から「令和8年度 京都産業保健セミナー」**(会場：京都経済センター2階「京都産業会館ホール」参加費無料)を開催します。

当日は、「高齢労働者の身体機能の維持・健康管理、労働災害防止」、「労働安全衛生行政の動向について」、「健康づくりと安全を両立する工場運営へ」をテーマに具体的な取組や対応策についての講演を予定していますので、是非ご参加下さい。

※セミナー案内は、(公社) 京都労働基準協会ホームページから、「令和8年度 京都産業保健セミナー」と入力検索して下さい。

■京都労働基準協会 HP



9月は、「職場の健康診断実施強化月間」、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ・事業者によるメンタルヘルスケア対策の表明
- ・衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- ・4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ・労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ・ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- ・職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- ・「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- ・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト「こころの耳」



労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項

- ・事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ・研修等による両立支援に関する意識啓発
- ・相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- ・個人情報保護のための適切な情報管理
- ・両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- ・両立支援コーディネーター基礎研修の受講
- ・産業保健総合支援センターによる支援の活用

■治療と仕事の両立支援ナビ



化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ・中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- ・製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- ・SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- ・ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- ・危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- ・皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- ・リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ・塗料の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

■職場のあんぜんサイト



個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項

- ・個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進措置の実施
- ・「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
- ・健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進、個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ・安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮、その他、個人事業者等が必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

■個人事業者等の健康管理に関するガイドライン



過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項



女性の健康課題の理解促進に関する事項

■女性の健康づくり



「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

■熱中症予防情報



小規模事業場における産業保健活動の充実

■さんぽセンターHP



転倒・腰痛災害の予防に関する事項

■転倒・腰痛予防「生き生き健康体操」動画

